

[事案 2022-167] 年金支払開始日変更請求

・令和5年3月14日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の説明不足を理由に、年金支払開始日の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年2月に契約した個人年金保険について、同年4月より年金を受領したが、以下の理由により、年金支払開始日を変更してほしい。

- (1) 保険会社から送付された年金受取りのしおりには、年金繰下げのシステムがあるという説明がなく、これまで担当者が何度も訪問してきているが、年金支払開始日の繰下げができることについて説明がなかった。
- (2) 平成5年に入院し、入院給付金を受領していることから、当初、保険会社は年金支払開始日の繰下げはできないと回答していたが、回答を求めるたびに保険会社の回答が変わり、年金支払開始日の繰下げにつき、明確な規定がないのではないかと不審に感じている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款には、「保険契約者は会社の承諾を得て、年金支払開始日の前日に、会社の定めるところにより年金支払開始日を変更することができます」との規定があるが、令和4年4月に年金支払開始日が到来しており、申立人は初回年金を受領している。
- (2) 当社の取扱規程には、「災害・疾病関係特約の給付金請求・支払いがないこと」の規定があるが、申立人は、急性胃腸炎により入院し、疾病入院給付金を受領している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、年金受取時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。